

指定解除台帳

整理番号	条31-8	指定番号	管-156	所在地	名古屋市港区藤前二丁目104番の一部
解除された年月日	令和5年7月24日				
解除された事由	土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域に指定されたため				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とします。

形質変更時届出管理区域台帳

名古屋市

整理番号	条 31-8	指定年月日・指定番号	令和元年6月3日 管 -156	所在地	名古屋市港区藤前二丁目104番の一部		
調製・訂正年月日		令和元年6月3日（令和4年6月2日一部指定解除（法の形質変更時要届出区域に指定替え及び追完調査で基準適合のため））					
形質変更時届出管理区域の概況		旧焼却工場			面積	当初指定時:2,400㎡ 一部解除後:240㎡	
土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染等調査又は自主調査の結果により指定された形質変更時届出管理区域にあつては、その旨及び当該省略の理由				構造物等により試料採取が困難であったため、試料採取が省略された区域である。			
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時届出管理区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置							
汚染の拡散の防止等の措置が講じられた形質変更時届出管理区域にあつては、その旨及び当該汚染の拡散の防止等の措置							
第53条の7第1号ウ若しくはエ又は第53条の16第4号に該当する区域にあつては、その旨							
形質変更時届出管理区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称	
	H31.3.27	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		株式会社日建技術コンサルタント	
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	土壌搬出	管理汚染土壌の処理方法
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「形質変更時届出管理区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

形質変更時届出管理区域内の土壌の汚染状態

- 1 形質変更時届出管理区域の所在地
名古屋市港区藤前二丁目104番の一部（詳細は4のとおり）
- 2 試料の採取を行った日
平成 31 年 1 月 19、20、27 日
令和 3 年 5 月 7 日～7 月 7 日
- 3 土壌調査結果
表のとおり
- 4 形質変更時届出管理区域及び試料採取位置図
図のとおり

※図では、以下の簡略名を用いている。

特定有害物質の種類	簡略名
カドミウム及びその化合物	カドミウム
六価クロム化合物	六価クロム
シアン化合物	シアン
水銀及びその化合物	水銀
セレン及びその化合物	セレン
鉛及びその化合物	鉛
砒素及びその化合物	砒素
ふっ素及びその化合物	ふっ素
ほう素及びその化合物	ほう素

表1 土壌調査（混合調査）

調査地点		E6 (E6-6, 8, 9)	E7 (E7-2, 5, 6, 8, 9)	F6 (F6-4, 5, 6, 7, 8)	F7 (F7-2, 4, 6, 8, 9)	G6 (G6-5, 6)	G7 (G7-4, 5, 7, 8)	定量下限値	基準
項目									
土 壌 溶 出 量 （ m g / L ）	カドミウム及びその化合物	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.01以下
	六価クロム化合物	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02	0.05以下
	シアン化合物	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.1	検出されないこと
	水銀及びその化合物	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005	0.0005以下
	アルキル水銀	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.0005	検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005	0.01以下
	鉛及びその化合物	0.005未満	0.005未満	0.006	0.007	0.005未満	0.009	0.005	0.01以下
	砒素及びその化合物	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005	0.01以下
	ふっ素及びその化合物	0.3	0.1未満	0.2	0.1	0.1未満	0.2	0.1	0.8以下
	ほう素及びその化合物	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1	1以下
土 壌 含 有 量 （ m g / k g ）	カドミウム及びその化合物	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	150以下
	六価クロム化合物	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1	250以下
	シアン化合物	5未満	5未満	5未満	5未満	5未満	5未満	5	50以下
	水銀及びその化合物	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	19	0.02未満	0.02	15以下
	セレン及びその化合物	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2	150以下
	鉛及びその化合物	17	25	15	18	9.9	14	0.2	150以下
	砒素及びその化合物	1.1	2.3	1.6	1.5	2.0	1.3	0.2	150以下
	ふっ素及びその化合物	29	158	74	53	66	35	5	4000以下
	ほう素及びその化合物	5未満	13	5.9	7.6	7.0	5.6	5	4000以下

※網掛けは基準不適合を示す。
※N.Dは定量下限値未満を示す。

表2 法第14条申請に基づく土壌含有量調査(表層)(単位:mg/kg)

項目	基準	定量下限	地点名				
			G6-6	G6-9	G7-3	G7-6	G7-9
カドミウム及びその化合物	45以下	4.5	4.5 未満	4.5 未満	4.5 未満	4.5 未満	4.5 未満
六価クロム化合物	250以下	2	2 未満	2 未満	2 未満	2 未満	2 未満
シアン化合物	50以下	3	3 未満	3 未満	3 未満	3 未満	3 未満
水銀及びその化合物	15以下	0.05	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満
セレン及びその化合物	150以下	10	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満
鉛及びその化合物	150以下	10	23	17	12	10 未満	13
砒素及びその化合物	150以下	10	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満
ふっ素及びその化合物	4000以下	30	160	120	90	36	63
ほう素及びその化合物	4000以下	30	30 未満	30 未満	30 未満	30 未満	30 未満

表3 法第14条申請に基づく土壤含有量調査(排水処理施設下)(単位:mg/kg)

項目	基準	定量下限	地点名
			G6-6-2
ガドミウム及びその化合物	45以下	4.5	4.5 未満
六価クロム化合物	250以下	2	2 未満
シアン化合物	50以下	3	3 未満
水銀及びその化合物	15以下	0.05	0.05 未満
セレン及びその化合物	150以下	10	10 未満
鉛及びその化合物	150以下	10	65
砒素及びその化合物	150以下	10	10 未満
ふっ素及びその化合物	4000以下	30	62
ほう素及びその化合物	4000以下	30	30 未満

表4 法第14条申請に基づく土壤含有量調査(深度)(単位:mg/kg)

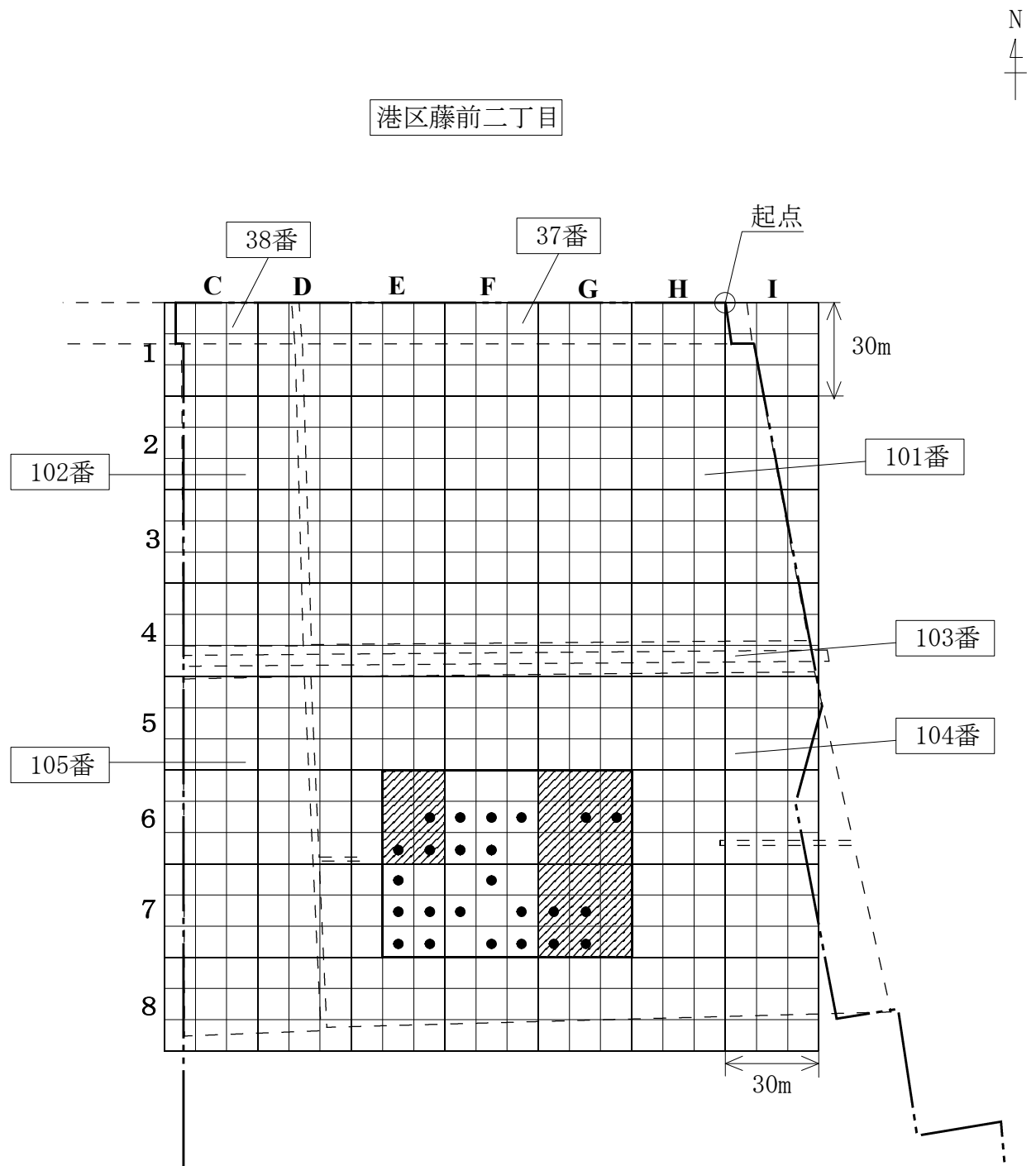
地点	地点名	m	第二種特定有害物質(含有量試験・mg/kg)								
			カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ほう素及びその化合物	
基準値			45以下	250以下	50以下	15以下	150以下	150以下	150以下	4,000以下	4,000以下
定量下限値			4.5	2	3	0.05	10	10	10	30	30
G 6-6-3	1		ND	ND	ND	0.24	ND	70	12	260	ND
G 6-6-3	2		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	150	ND
G 6-6-3	3		ND	ND	ND	ND	ND	11	11	180	ND
G 6-6-3	4		ND	ND	ND	ND	ND	13	12	160	ND
G 6-6-3	5		ND	ND	ND	ND	ND	14	ND	97	ND
G 6-6-3	6		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	160	ND
G 6-6-3	7		ND	ND	ND	ND	ND	10	ND	170	ND
G 6-6-3	8		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	220	ND
G 6-6-3	9		ND	ND	ND	ND	ND	ND	10	180	ND
G 6-6-3	10		ND	ND	ND	ND	ND	16	ND	240	ND
G 6-6-3	11		ND	ND	ND	ND	ND	14	ND	210	ND
G 6-6-3	12		ND	ND	ND	ND	ND	19	ND	230	ND
G 6-6-3	13		ND	ND	ND	ND	ND	18	ND	290	ND
G 6-6-3	14		ND	ND	ND	ND	ND	21	ND	260	ND
G 6-6-3	15		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	140	ND
G 6-9	1		ND	ND	ND	0.29	ND	93	10	230	ND
G 6-9	2		ND	ND	ND	0.09	ND	220	11	320	ND
G 6-9	3		ND	ND	ND	0.13	ND	190	10	220	ND
G 6-9	4		ND	ND	ND	0.15	ND	170	11	210	ND
G 6-9	5		ND	ND	ND	0.15	ND	220	10	210	ND
G 6-9	6		ND	ND	ND	0.11	ND	270	10	240	ND
G 6-9	7		ND	ND	ND	0.11	ND	200	ND	210	ND
G 6-9	8		ND	ND	ND	0.05	ND	79	ND	170	ND
G 6-9	9		ND	ND	ND	ND	ND	36	ND	140	ND
G 6-9	11		ND	ND	ND	ND	ND	19	ND	210	ND
G 6-9	12		ND	ND	ND	ND	ND	20	ND	220	ND
G 6-9	13		ND	ND	ND	ND	ND	19	ND	230	ND
G 6-9	14		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	110	ND
G 6-9	15		ND	ND	ND	ND	ND	19	ND	200	ND
G 7-3	1		ND	ND	ND	ND	ND	89	ND	140	ND
G 7-3	2		ND	ND	ND	ND	ND	170	ND	190	ND
G 7-3	3		ND	ND	ND	ND	ND	260	ND	180	ND
G 7-3	4		ND	ND	ND	ND	ND	190	ND	190	ND
G 7-3	5		ND	ND	ND	ND	ND	120	ND	170	ND
G 7-3	6		ND	ND	ND	ND	ND	92	ND	150	ND

g) _____

[illegible]

※網掛けは基準不適合を示す。
※NDは定量下限値未満を示す。

図1 形質変更時届出管理区域及び試料採取位置図（当初指定時）



凡例

----- : 筆の境界 ———— : 敷地境界

□ : 調査対象地

▨ : 形質変更時届出管理区域（カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素及びほう素（土壌含有量基準不適合））

● : 土壌採取位置

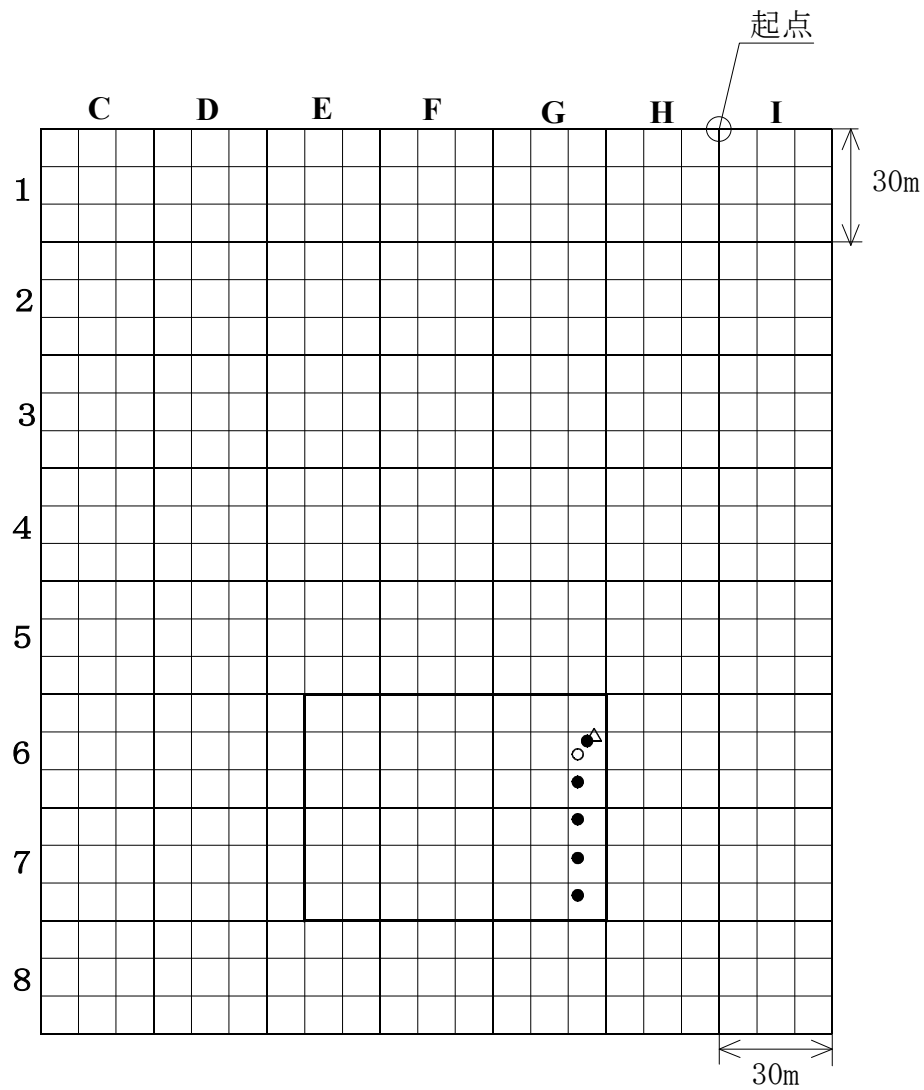
単位区画名称例

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

A1-7 →

図2 試料採取位置図（追完調査）

N
↑



凡例

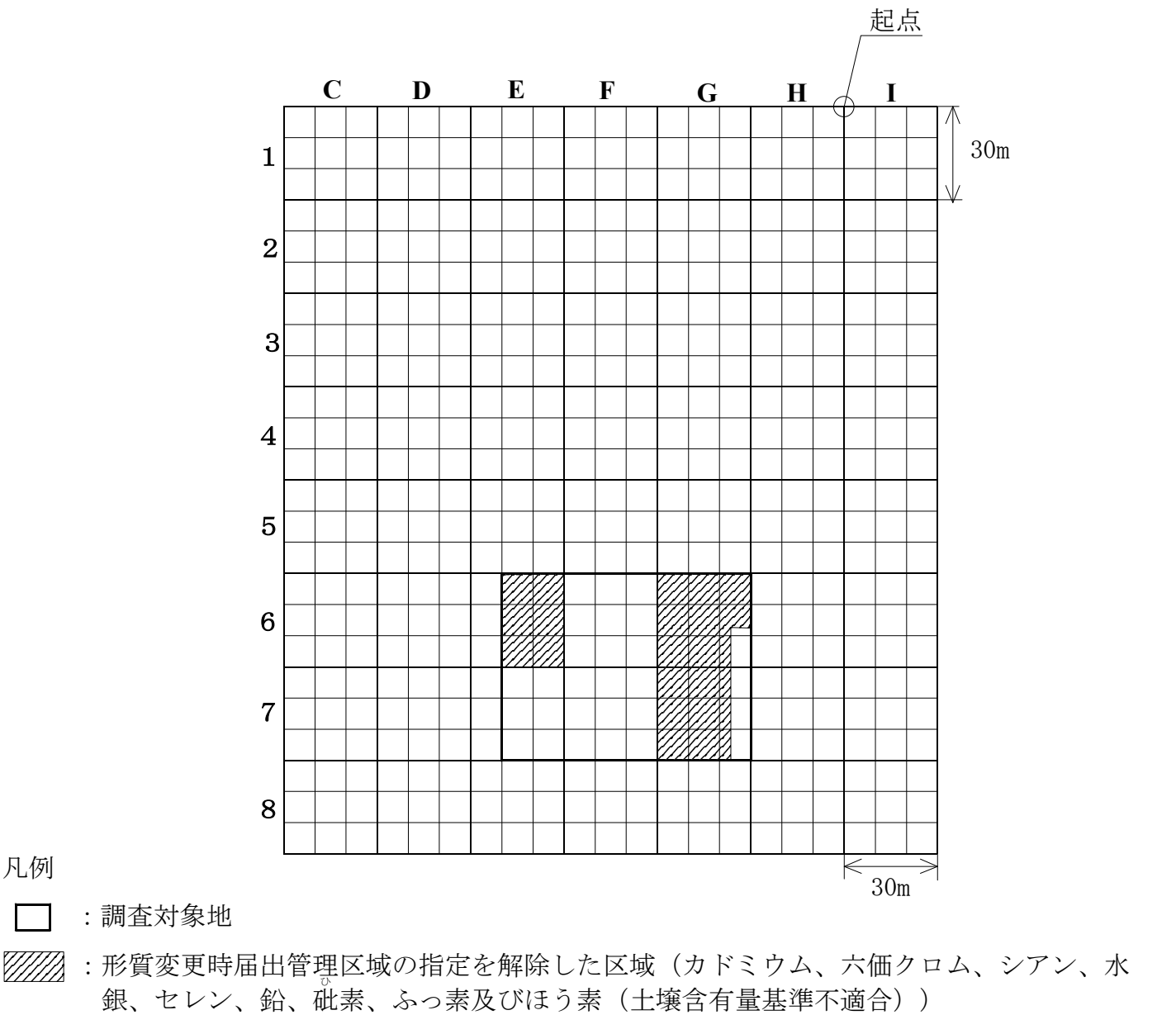
- : 調査対象地
- : 追完調査の土壌採取位置
- △ : 追完調査の土壌採取位置（地点名G6-6-2）
- : 追完調査の土壌採取位置（地点名G6-6-3）

単位区画名称例

A			
	1	2	3
1	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12

図3 形質変更時要届出区域に指定替えのため解除した区域

N
↑
+



単位区画名称例

A			
	1	2	3
1	4	5	6
	7	8	9

A1-7 →

図4 追完調査により解除した区域

